

# 令和2年度化学物質排出量・移動量の集計結果

秋田県環境管理課  
令和4年4月18日

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、秋田県内の事業者から届出があった令和2年度の化学物質排出量・移動量の集計結果は、次のとおりです。

## 1 排出量・移動量の届出状況

令和2年度に事業者が把握した化学物質の排出量及び移動量について、令和3年度に県内449事業所から届出がありました。業種別届出状況については、以下のとおりです。

表1 業種別届出状況

業 種 名	届出数	業 種 名	届出数
金属鉱業	8	一般機械器具製造業	4
原油・天然ガス鉱業	3	電気機械器具製造業	30
製造業	104	輸送用機械器具製造業	4
食料品製造業	1	精密機械器具製造業	2
酒類製造業	1	医療用機械器具・医療用品製造業	2
衣服・その他の繊維製品製造業	1	電気業	2
木材・木製品製造業	2	下水道業	37
家具・装備品製造業	1	鉄道業	2
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	倉庫業	2
出版・印刷・同関連産業	1	石油卸売業	10
化学工業	7	燃料小売業	223
医薬品製造業	3	自動車整備業	1
石油製品・石炭製品製造業	10	計量証明業	1
プラスチック製品製造業	2	一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る)	37
窯業・土石製品製造業	4	産業廃棄物処分業	13
鉄鋼業	5	医療業	1
非鉄金属製造業	8	高等教育機関	1
金属製品製造業	15	自然科学研究所	4
		合 計	449

(参考) 届出事業者=次の3つの要件全てに該当する事業者

- ①対象業種(製造業、金属鉱業等24業種)を営む事業者、②常用雇用者数21人以上の事業者、
- ③第一種指定化学物質の年間取扱量が1トン以上の事業所等を有する事業者

表2 主な業種の事業所数の推移

業 種	事業所数		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
燃料小売業	229	225	223
製造業	108	107	104
廃棄物処理業	50	50	50
下水道業	38	38	37
その他の業種	37	36	35
合 計	462	456	449

## 2 排出量・移動量の集計結果

### (1) 届出排出量・届出移動量合計

秋田県に届出された排出量・移動量の合計は、3,388トンであり、その内訳は排出量2,180トン、移動量1,208トンです。

排出先・移動先の内訳をみると、事業所外への移動量が1,208トン、事業所内での埋立処分量が1,700トンと全体の約9割を占めています。

排出量・移動量の合計を前年度と比較すると1,144トン減少しており、事業所外への移動量が減少したことが主な要因となっています。

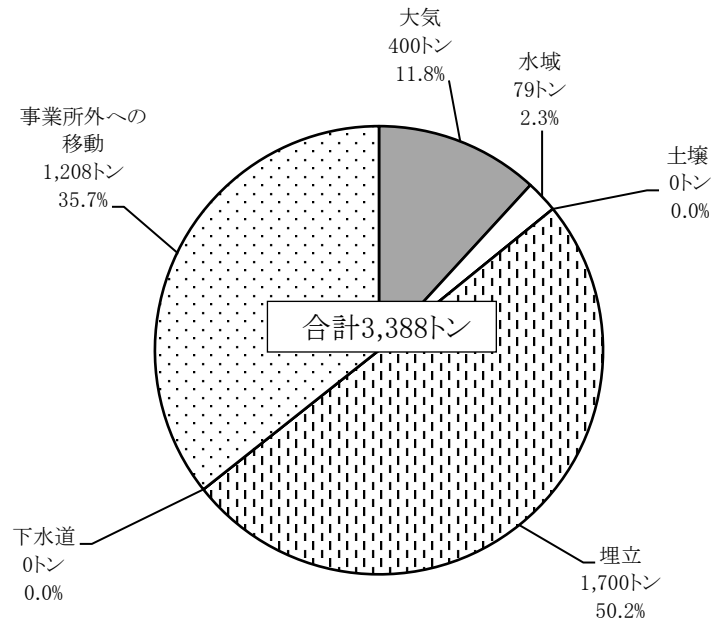


図1 排出量・移動量合計

表3 届出排出量・移動量の内訳

区 分		平成30年度 (トン/年)	令和元年度 (トン/年)	令和2年度 (トン/年)	構成比(%)
排出量	大気への排出	494	395	400	11.8
	公共用水域への排出	86	75	79	2.3
	土壌への排出	0	0	0	0
	事業所内での埋立処分	2,492	1,885	1,700	50.2
	小 計	3,072	2,355	2,180	64.3
移動量	事業所外への移動	1,583	2,177	1,208	35.7
	下水道への移動	0	0	0	0
	小 計	1,583	2,177	1,208	35.7
合 計		4,655	4,532	3,388	100.0

※1 1トン未満四捨五入により、土壌への排出量及び下水道への移動量が0トン/年(構成比0%)となっています。

※2 本文中の図表合計値は、端数処理の関係で各項目の和とは一致しない場合があります。(以下、同様)

## (2) 届出排出量・届出移動量物質別内訳

排出量・移動量合計における上位5物質については、以下のとおりです。上位5物質で全体の74.8%を占めています。

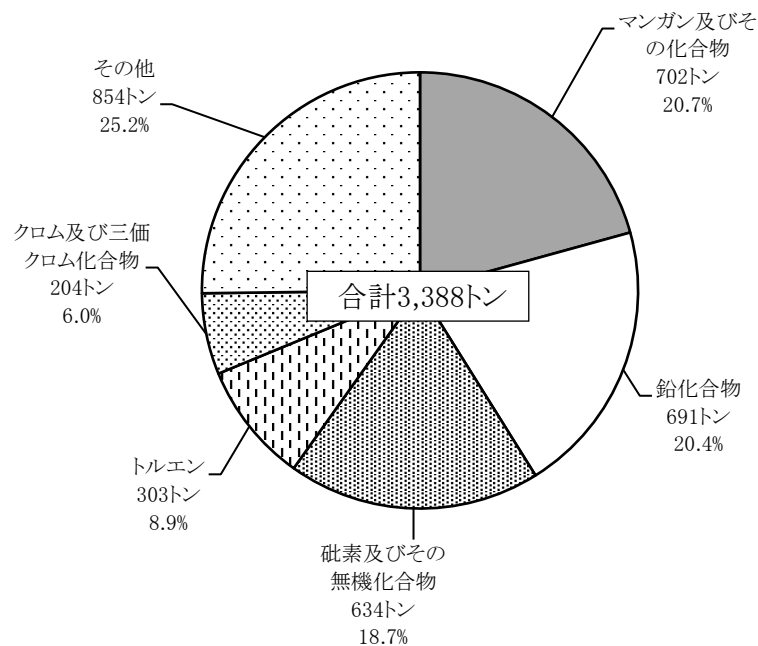


図2 排出量・移動量合計上位5物質

### (2) — 1 大気への排出量

大気への排出量の合計は、400トンであり、全体の11.8%にあたります。大気へ排出された上位5物質は以下のとおりです。上位5物質で全体の87.0%を占めています。

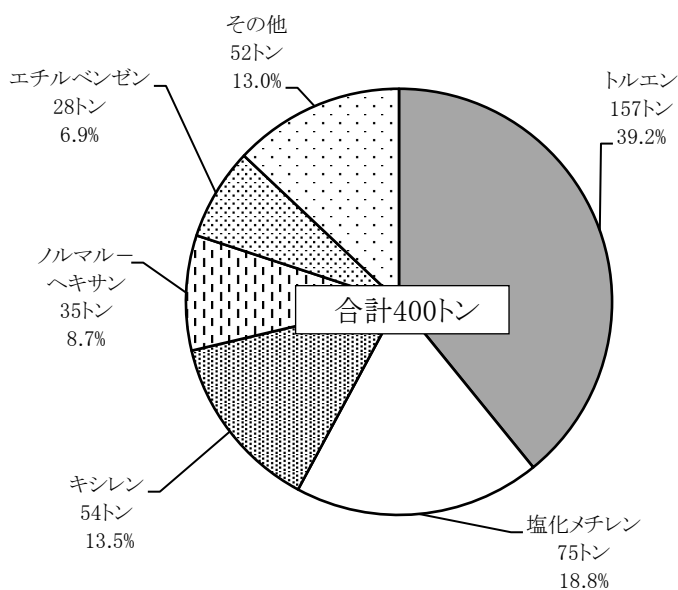


図3 大気への排出量上位5物質

## (2) - 2 水域への排出量

公共用水域への排出量は79トンであり、全体の2.3%にあたります。公共用水域へ排出された上位4物質は以下のとおりです。上位4物質で全体の96.8%を占めています。

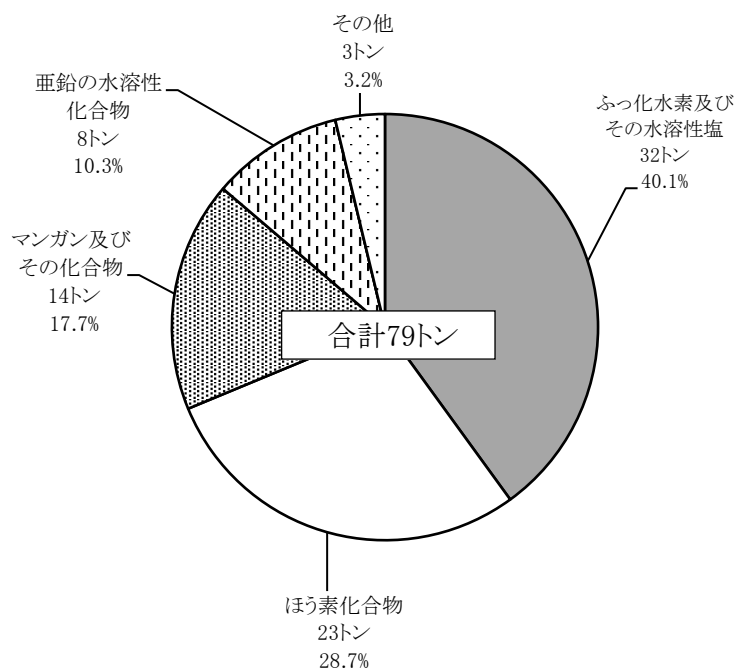


図4 公共用水域への排出量上位5物質

## (2) - 3 事業所内への埋立処分量

事業所内への埋立処分量は、1,700トンであり、全体の50.2%にあたります。事業所内へ埋立処分された上位5物質については以下のとおりです。上位5物質で全体の96.1%を占めています。

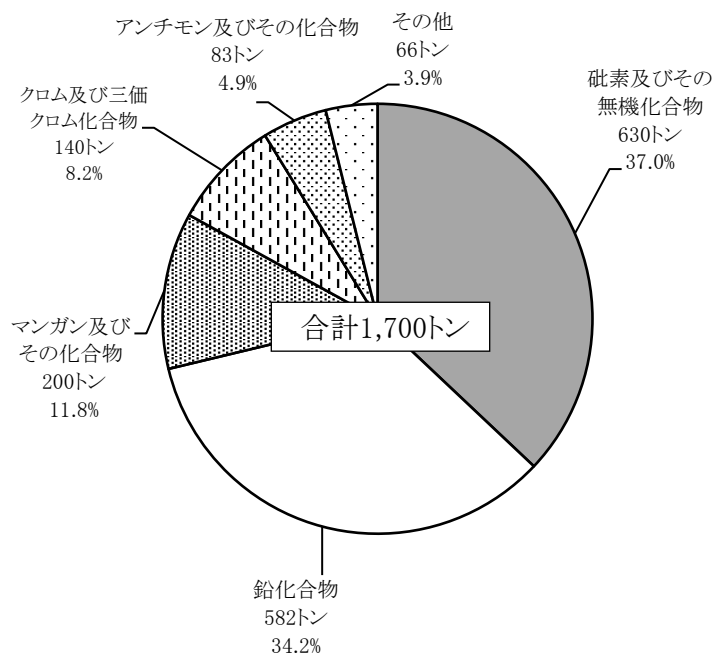


図5 事業所内への埋立処分量上位5物質

## (2) - 4 届出排出量合計

排出量の合計は、2,180トンであり、全体の64.3%にあたります。届出排出量合計の上位5物質については以下のとおりです。上位5物質で全体の79.0%を占めています。

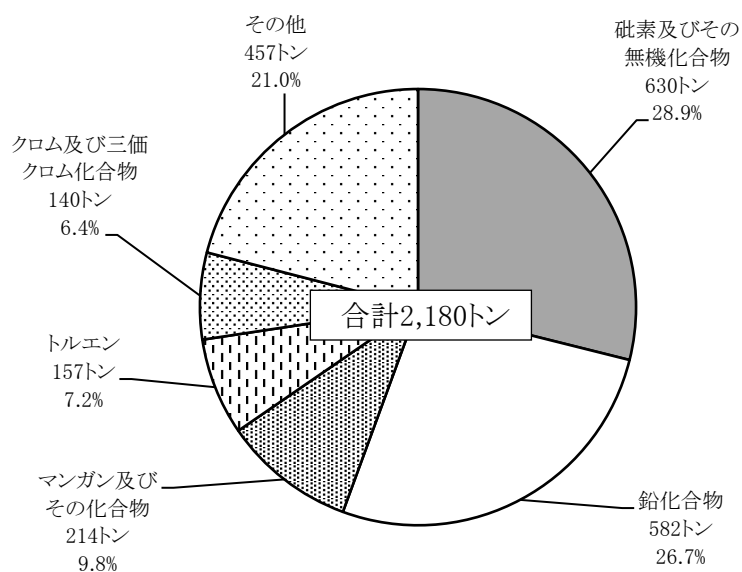


図6 届出排出量合計上位5物質

## (2) - 5 事業所外への移動量

事業所外への移動量は、1,208トンであり、全体の35.7%にあたります。事業所外へ移動した上位5物質は以下のとおりです。上位5物質で全体の77.3%を占めています。

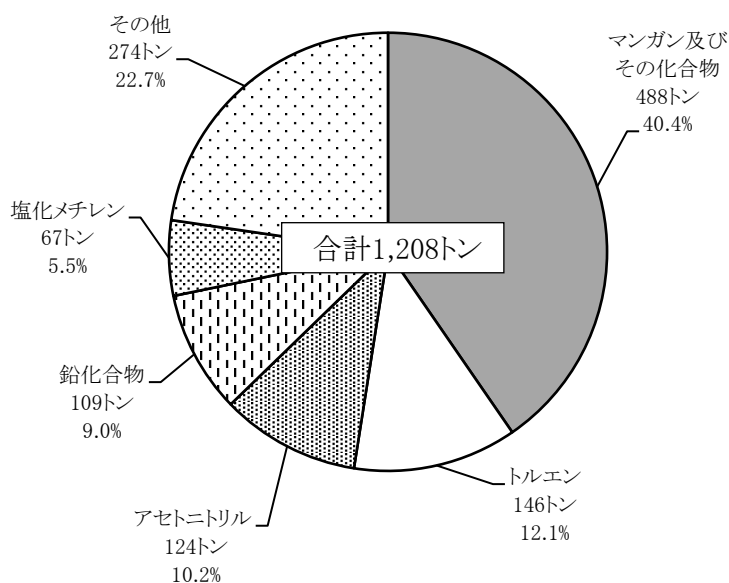


図7 事業所外への移動量上位5物質

### 3 届出外排出量集計結果

環境省及び経済産業省では、届出対象事業者から届出があった排出量以外の対象化学物質の環境への排出量について、各種データ等から推計しております。環境省及び経済産業省が推計した届出外排出量のうち、秋田県分は2,111トンでした。

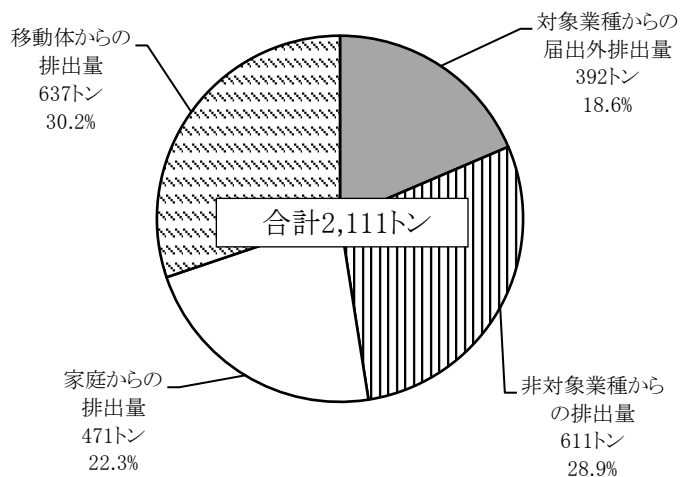


図8 届出外排出量内訳

表4 届出外排出量の内訳

区 分	平成30年度 (トン/年)	令和元年度 (トン/年)	令和2年度 (トン/年)	構成比(%)
対象業種からの届出外排出量 (※1)	383	400	392	18.6
非対象業種からの排出量 (※2)	761	582	611	28.9
家庭からの排出量 (※3)	558	501	471	22.3
移動体からの排出量 (※4)	708	656	637	30.2
合 計	2,410	2,139	2,111	100.0

※1 対象業種に属する事業を営むが、従業員数、年間取扱量その他の要件を満たさないため、届出対象とならない事業者からの排出量（従業員21人未満、年間取扱量1トン未満）

※2 対象業種以外の業種に属する事業を営む事業者からの排出量（農業、林業、ゴルフ場等、建物サービス、建設業等、飲食業等、漁業等、汎用エンジン、その他）

※3 農薬、殺虫剤、接着剤、塗料、洗浄剤、防虫剤・消臭剤、たばこの煙、化粧品、その他からの排出量

※4 自動車、二輪車、特殊自動車、船舶、鉄道車両、航空機からの排出量

#### 4 届出排出量と届出外排出量の合計

秋田県内の届出排出量及び届出外排出量の合計は、4,291トンであり、その内訳は届出排出量（集計値）が2,180トン、届出外排出量（推計値）が2,111トンでした。排出された上位5物質については、以下のとおりです。上位5物質で全体の57.4%を占めています。

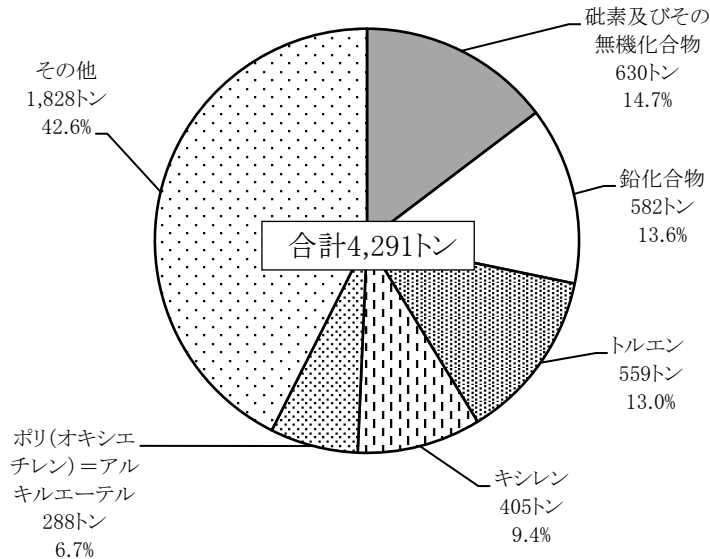


図9 届出排出量及び届出外排出量合計上位5物質

表5 届出排出量と届出外排出量の合計

区 分	平成30年度 (トン/年)	令和元年度 (トン/年)	令和2年度 (トン/年)	構成比(%)
届出排出量（集計値）	3,072	2,355	2,180	50.8
届出外排出量（推計値）	2,410	2,139	2,111	49.2
合 計	5,482	4,494	4,291	100.0